

・ 意 10 条 （ 関連意匠制度の創設 ）

< 関連条文 >

意匠法

（ 先願 ）

第 9 条 （ 第 1 項略 ）

- 2 同一又は類似の意匠について同日に二以上の意匠登録出願があったときは、意匠登録出願人の協議により定めた一の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、いずれも、その意匠について意匠登録を受けることができない。

（ 第 3 項以下略 ）

（ 関連意匠 ）

第 10 条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、本意匠の意匠登録出願の日（第 15 条において準用する特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 43 条第 1 項又は第 43 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは 1900 年 12 月 14 日にブラッセルで、1911 年 6 月 2 日にワシントンで、1925 年 11 月 6 日にヘーグで、1934 年 6 月 2 日にロンドンで、1958 年 10 月 31 日にリスボンで及び 1967 年 7 月 14 日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約第 4 条 C (4) の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条 A (2) の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

- 2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。
- 3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第 9 条第 2 項の規定は、適用しない。

（ 存続期間 ）

第 21 条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から 15 年をもつて終了する。

- 2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から 15 年をもつて終了する。

（関連意匠の意匠権の移転）

第22条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

2 本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

（専用実施権）

第27条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

（第2項略）

3 本意匠の意匠権が第44条第4項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

（第4項略）

1. 改正の趣旨

改正前の意匠法における類似意匠制度は、自己の登録意匠にのみ類似する意匠（一つのデザイン・コンセプトに関連するバリエーションのデザイン、改良を加えたデザイン）を登録することにより、本意匠の類似範囲を明確にするとともに、もとの意匠権の保護範囲を拡張することによって保護の強化を図ったものとされていた。しかしながら、実際の意匠権侵害訴訟においては、類似意匠に基づく侵害の成否は訴訟の対象とならずに、専ら本意匠の意匠権の侵害の成否としてのみ訴訟が進められることとなり、類似意匠の意匠権独自の効力範囲についてほとんど認められなかった。

このような状況に対して、一つのデザイン・コンセプトに係る同時に創作されたバリエーションのデザインは、それぞれが同等に保護されるべき創作的価値を有するデザインであることから、類似する意匠であっても本意匠と同等に保護してほしいという要望、あるいは類似意匠の意匠権によっても別個に侵害訴訟を提起することができるようにしてほしいとの要望が、産業界から強く提起された。

このため、同等の価値を有するものとして創作された意匠を広く保護することができる体系の実現を図るため、迅速な権利形成の達成についても考慮しな

がら、類似意匠の権利が本意匠に合体する旨の規定を見直して、同一人が同日に出願した類似する意匠については、それぞれが独自の効力を有する意匠として登録を受けることを認め、意匠権の効力の及ぶ範囲について類似する範囲が相互に重なりあっている関連意匠制度を新たに創設した。

2．関連意匠の意匠登録出願

2.1 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠

同日に出願された同一人の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠に類似する意匠は、関連意匠として意匠登録を受けることができる。

2.1.1 同日の出願である旨の判断

(1) 分割・変更のあった出願、補正却下後の新出願における「同日」の判断

意 1 0 条の 2、1 項の規定による意匠登録出願の分割、意 1 3 条 1 項及び 2 項の規定による特許出願又は実用新案登録出願の意匠登録出願への変更、あるいは意 1 7 条の 3 の規定による補正却下後の意匠についての新出願が適法に行われた場合、これらの出願はもとの出願の時、あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

したがって、分割、変更のあった出願、補正却下後の新出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日と同日であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日、あるいは手続補正書の提出日によって判断する。

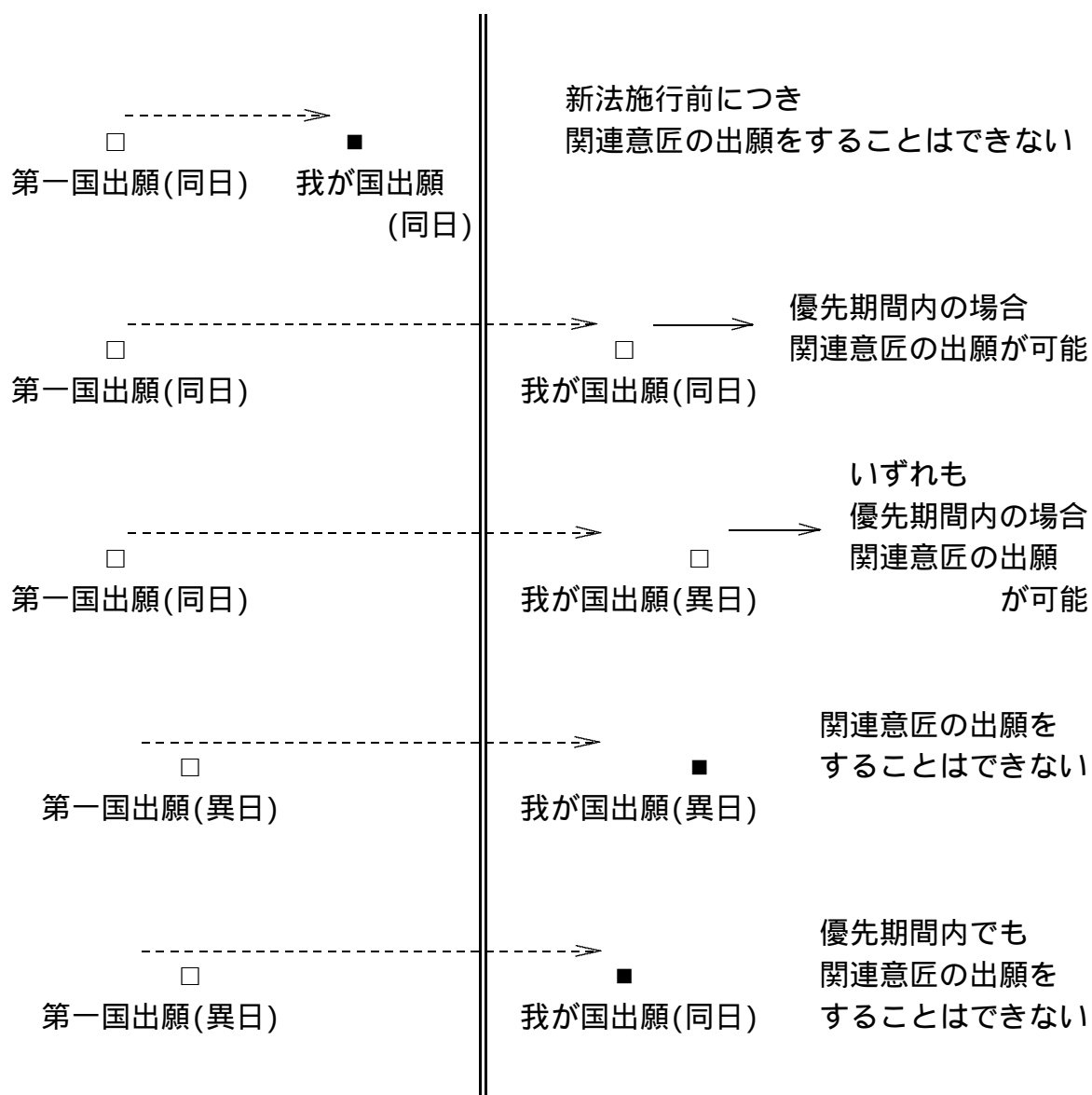
(2) パリ条約による優先権等の主張を伴う出願における「同日」の判断

パリ条約による優先権等の主張を伴う出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日と同日であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日（パリ条約の規定により最初の出願の日とみなされ又は認められた日）によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意 1 0 条第 1 項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、パリ条約の規定（条約第 4 条 C (4)、同条 A (2)）により最初の出願とみなされた出願又は最初の出願と認められた出願の日をその意匠の出願の日として扱い、本意匠とその関連意匠の出願の日とが同日であるか否かの判断を行う。

《具体的事例》

H11.1.1 (改正法施行日)

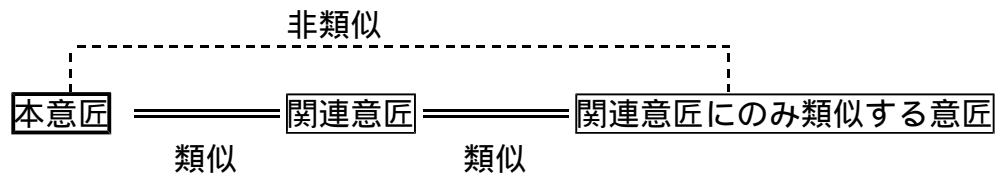


2.2 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。(意10条2項)

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。なお、関連意匠に類似する意匠がその出願の日に先行する意匠(設定の登録がなされた先願意匠、登録意匠、公知意匠など)に類似する場合には、意3条、9条等に基づいて意匠登録を受けることができないものとな

る。



(説明)

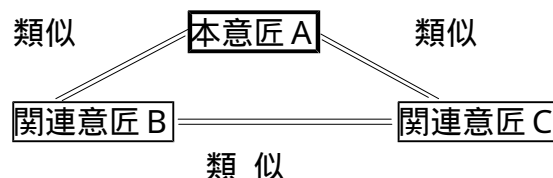
本意匠に類似する関連意匠については、権利の重複部分があることから存続期間と分離移転の制限を設けている（意 2 1 条：存続期間、意 2 2 条：関連意匠の意匠権の移転）ため、類似の連鎖が生じている場合に連続的に関連づけて登録すると、連鎖状態の両端にあたる関係の意匠同士では、相互に類似しない意匠であるにもかかわらず存続期間や分離移転の制限を受けることとなる。

このような類似の連鎖関係により生ずる過剰な制限を回避するために、自己の本意匠には類似せず、その関連意匠だけに類似する意匠については、意匠登録を受けることができないものとした。

2.3 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意 9 条第 2 項の規定は、適用しない。（意 1 0 条 3 項）

本意匠が存続期間の終了以外の理由によって消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。



（ B — C 間には、意 9 条 2 項を適用しない。 ）

(説明)

一の本意匠に係る複数の関連意匠同士が類似していても、本意匠と関連意匠が関連づけて登録され存続期間や分離移転について制限を受けることから、重複部分に関する調整を受けるものであるため、関連意匠同士について意 9 条第 2 項の適用はしない。

本意匠の意匠権が 1 5 年の存続期間を終了した場合に、関連意匠の意匠権は本意匠と共に消滅するが、本意匠が存続期間の終了以外の理由（意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定）で消滅した場合には、関連意匠が本意匠との関係を除いて他の登録要件を満たしており、各々同等に保護を受けるべき創作の価値を有しているものであることを踏まえて、関連意匠の意匠権は存続することとしている。このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中

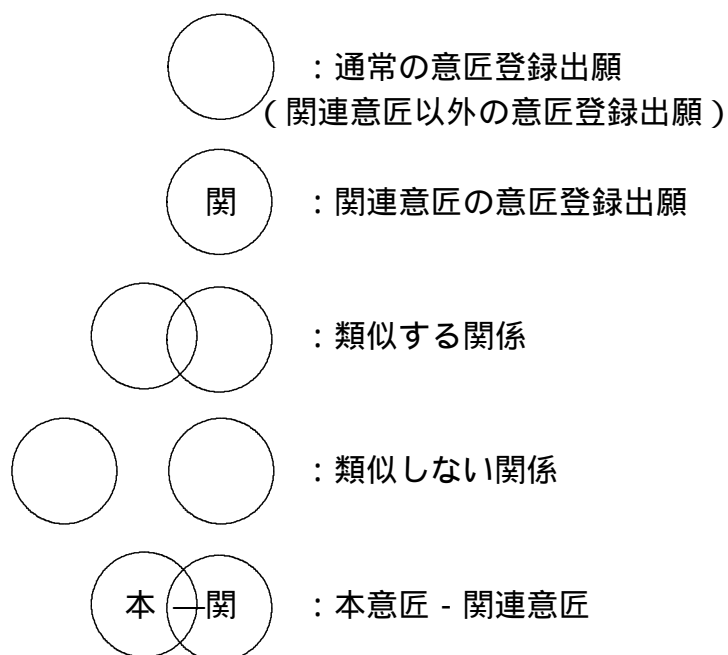
心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意9条第2項の対象とはしない。

3. 関連意匠の意匠登録出願に関する補正の取扱い

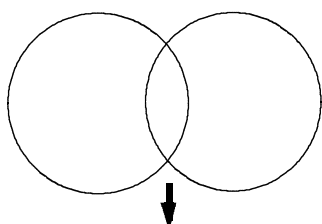
従来、本意匠と類似意匠の訂正は、出願の変更手続により行っていたが、改正後、例えば以下のような場合に必要となる本意匠と関連意匠との関係の訂正については、願書に「本意匠の表示」の欄を設けて同欄に本意匠の番号を表示するか、「本意匠の表示」の欄を削除する補正によって行うことができる。

[凡例]

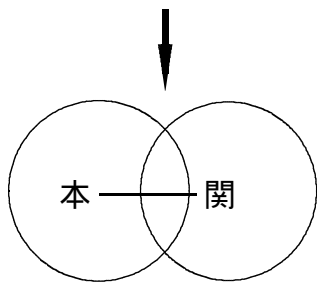
以下の説明において、各図は下記の意味を表すものとして使用する。



3.1 関連意匠としないで同日に出願された同一人の類似する意匠の補正



同一人により同日に出願された類似する意匠は、意9条2項の規定に該当し意9条5項に基づく協議指令の対象となり、いずれか一の出願を選択する必要がある。しかしながら、この場合において、出願人がいずれかを本意匠として他の出願をその

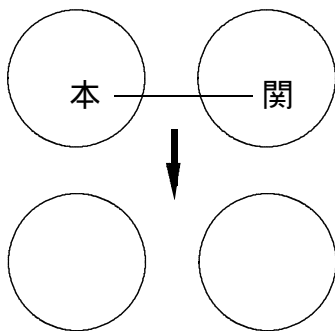


関連意匠の意匠登録出願とする補正（注）を行ったときには、両意匠について本意匠とそれに係る関連意匠として登録をすべき旨の査定をする。

（注）

具体的には、関連意匠とする意匠登録出願について願書の補正を行い、「本意匠の表示」欄を設けて本意匠の番号（協議対象となった意匠登録出願の番号）を記載する補正。

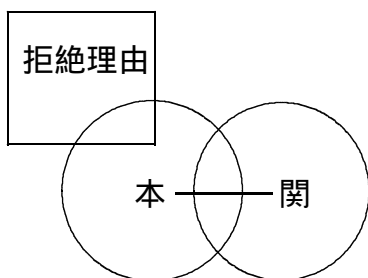
3.2 本意匠に類似しない関連意匠の意匠登録出願の補正



本意匠に類似しない意匠について関連意匠の意匠登録出願としているものは、意10条1項に基づく拒絶の対象となり関連意匠として意匠登録を受けることができない。しかしながら、この場合において、出願人が関連意匠とする意匠登録出願について願書の「本意匠の表示」欄を削除する補正を行ったときは、それぞれについて通常の意匠登録出願として登録すべき旨の査定をする。

4 関連意匠の意匠登録出願の一方に拒絶の理由がある場合の取扱い

4.1 本意匠にのみ拒絶の理由があるとき



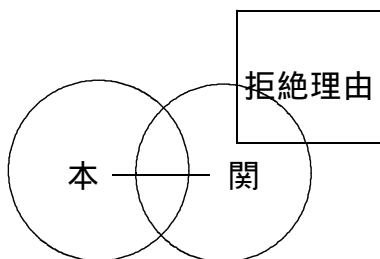
本意匠に拒絶の理由を通知する。この場合、関連意匠は、本意匠より先に登録を受けることはできず、本意匠の結果を待つこととなるので、関連意匠に対して本意匠の結果を待っている旨の待ち通知を行う。なお、出願人が、本意匠と関連意匠とを入れ替えて拒絶査定をすべき理由のない出願を本意匠とする補正をした場合には、手続後の本意匠について登録をすべき旨の査定をする。

- (1) 本意匠の拒絶の理由が解消したとき
本意匠と関連意匠について、同時に登録をすべき旨の査定をする。
- (2) 本意匠の拒絶の査定又は審決が確定したとき
本意匠に関する拒絶の査定又は審決についての結果を待っていた関

連意匠は、本意匠が存在しなくなったために関連意匠として登録を受けることができないものとなるので、意 10 条 1 項に基づく拒絶の理由を通知する。これに対して、関連意匠とする意匠登録出願について願書の「本意匠の表示」欄を削除することによって通常の意匠登録出願とする補正が行われたときは、登録をすべき旨の査定をする。

なお、複数の類似する関連意匠がある場合に、そのうちの一を本意匠として選択し、他をその関連意匠とする補正が行われたときは、補正後の本意匠と関連意匠との関係について審査を行い、拒絶すべき理由がないときには、登録をすべき旨の査定をする。

4.2 関連意匠にのみ拒絶の理由があるとき



同日に出願された類似する意匠が同一人に係る出願であって、関連意匠として出願されている場合に、関連意匠にのみ拒絶の理由があるときは、その関連意匠に拒絶の理由を通知し、本意匠は、登録をすべき旨の査定をする。

5 . 改正法施行後に行われる類似意匠登録出願

5.1 改正法が適用される意匠登録出願の場合

改正法施行以降に、新たに出願された類似意匠の意匠登録出願は、その出願様式の存在しない出願となり、適式な出願と認められない。

また、改正法が適用される出願については、出願の変更に関する意 12 条の規定は削除されており、独立の意匠登録出願を類似意匠の意匠登録出願に変更することはできない。

5.2 改正法施行前の規定が適用される意匠登録出願の場合

改正法施行の際現に特許庁に係属している意匠登録出願には、改正前の規定が適用される（附則第 4 条 1 項、同 2 項）。

改正法施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願は、改正前の規定がなお効力を有する（附則第 4 条第 2 項）ため、既に登録されている自己の登録意匠を本意匠として、新法施行後に類似意匠として意匠登録を受けることができる。

また、改正法施行の際現に特許庁に係属している独立の意匠登録出願は、新法施行前出願として扱われる（附則第 4 条第 1 項）ので、類似意匠の意匠登録出願へ変更をすることができる。適式に変更された出願は、変更後も出願日の遡及により改正法施行前出願として扱われる。